大分東明高等学校学則

第１章　　総則

第１条　本校は高等学校教育を行うことを目的とする。教育基本法及び学校教育法に則り、本校普通科に学校教育法第５１条の１０の規定に基づく向陽中学校との一貫教育を実施する。

第２条　本校は大分東明高等学校という。

第３条　本校の位置は大分市千代町２丁目４番４号に置く。

第２章　　部科及び課程、組織、修業年限、学年、学期、休業日

第４条　本校の部科課程は普通科、商業科及び看護に関する学科（衛生看護科、看護教養科）３か年全日　制とする。

第５条　学年は４月１日に始まり翌年の３月３１日に終わる。

第６条　学年は３つに分け、第１学期は４月１日から７月２０日まで、第２学期は７月２１日から１２月３１日まで、第３学期は翌年１月１日から３月３１日までとする。毎学期の始業日、終業日はその都度これを指示する。

第７条　休業日は、日曜日、祝日、第２土曜日、第４土曜日のほか夏季休業は７月２１日から８月３１日まで、冬季休業は１２月２５日から翌年１月７日まで、春季休業は３月２１日から４月４日までとする。開校記念日は１０月２０日とし、休業とする。但し、校長が必要と認めたときは、休業日を変更することができる。

第３章　教育課程、授業日数、定員及び教職員組織

第８条　本校の教育課程、科目履修単位は次のとおりとする。但し、中高一貫教育の教育課程は、向陽中学校との協議を経て、教科並びに特別活動等により編成する。始業は午前８時３０分とし終業は午後３時３０分とする。季節により前項の時間を変更することがある。

第９条　本校の定員は各学年普通科１１学級４４０名、商業科２学級８０名及び看護に関する学科（衛生看護科１学級４０名、看護教養科１学級４０名）２学級８０名とする。

第１０条　本校の教職員組織は次のとおりとする。

校長１名　教頭３名　教諭２０名以上　養護教員１名　事務職員若干名　生徒部長１名　庶務部長１名　講師若干名　但し、教務部長、生徒部長、庶務部長は兼任することができる。

第４章　入学、休学、退学、卒業、成績評価、課程修了、認定、賞罰

第１１条　本校への入学資格は中学校卒業者とする。併設校向陽中学校の卒業生は無試験で本校に入学できるものとする。学年学期の途中においても他の公私立高等学校より転学するものの編入を許可することがある。

第１２条　入学しようとする者は、入学申込書に記入の上、検定料を添えて提出しなければならない。

第１３条　学力検定には入学試験または実力考査、人物考査を行う。

第１４条　検定に合格した者は、入学料を納入しなければならない。

第１５条　休学、退学しようとする者は、その事由を記して校長に届け出なければならない。

第１６条　本校所定の課程を修了した者は、成績評価の上、証明書を交付する。
第１７条　成績優秀なる者、出席良好なる者はこれを賞する。
第１８条　学校教育法施行規則第２６条第３項に該当する者は、これを退学させる。
第１９条　本校生徒は学生証を所持し、授業中これを提示しなければならない。

第５章　授業料、入学金

第２０条　本校の授業料は、月額３３，０００円とする。教育振興費は、月額３，７００円（施設設備費５００円、進路指導費２，０００円、特別活動費１，２００円）とする。検定料は１０，０００円、入学料は１４０，０００円とする。食物、被服、珠算、簿記等の各科・コースについては、必要な実費相当額を徴収することがある。その他の経費及び授業料減免については、別に規程を定める。
第２１条　授業料は出席の有無にかかわらず、毎月６日までとし、その月分を納入しなければならない。授業料を納入しない者は授業を受けることができない。正当な理由がなくて２か月以上授業料を納入しない者は退学とみなす。
第２２条　既納の授業料、検定料、入学料は理由の如何にかかわらず、返還しない。

第６章　校友会

第２３条　本校クラブ活動のため、校友会を併置する。
２　校友会は本校職員及び生徒をもって組織する。
３　校友会のクラブ編成は別にこれを定める。

第７章　衛生看護専攻科

第２４条　本校に衛生看護専攻科を置く。
第２５条　本校の衛生看護専攻科の修業年数は２年とする。
２　学年は前期を４月１日から９月３０日までとし、後期は１０月１日から３月３１日までとする。
第２６条　本校の衛生看護専攻科の定員は次のとおりとする。
衛生看護専攻科　入学定員　４０名　総定員　８０名
第２７条　本校の衛生看護専攻科教職員組織は次のとおりとする。
１．教諭　２．助教諭　３．講師　４．助手　５．事務職員
第２８条　本校の衛生看護専攻科に入学を希望する者は所定の手続きによって学校に願い出なければならない。
第２９条　本校の衛生看護専攻科に入学を許可された者は保証人を定め、本校所定の誓約書等を提出しなければならない。
第３０条　本校の衛生看護専攻科の授業料は、月額３３，０００円、施設設備費は、月額６，０００円、実験実習費は、月額７，０００円とする。その他の経費等の額及び徴収方法は、別にこれを定める。

第８章　寄宿舎

第３１条　本校に寄宿舎を置く。寄宿舎については別に定める。

補則

第３２条　本学則の施行に関し、必要な事項は細則をもって定める。

附則

１　本学則は平成５年４月１日より施行する。

２　本学則は平成７年４月１日より施行する。

３　本学則は平成１４年４月１日より施行する。

４　本学則は平成１５年４月１日より施行する。

５　本学則は平成１８年４月１日より施行する。

６　本学則は平成１９年６月１日より施行する。

７　本学則は平成２１年４月１日より施行する。

８　本学則は平成２４年９月１日より施行する。

９　本学則は平成２５年４月１日より施行する。

10　本学則は令和２年４月１日より施行する。